

令和8年度「年末年始の交通事故防止運動」実施要綱

第1 目 的

年末年始においては、夕暮れ時や夜間の交通事故が増加する傾向にあるため、県民総ぐるみで交通事故防止運動を展開し、広く県民に交通安全意識の普及啓発を図り交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることで、交通事故防止を図ることを目的とする。

第2 期 間

令和8年12月10日（木）から令和9年1月10日（日）まで

第3 スローガン

『年末年始 ルールとマナーで ^{かごしまじ}鹿児島路』

第4 運動重点

- 1 夕暮れ時、夜間における交通事故防止
- 2 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 3 飲酒運転の根絶

第5 趣旨及び推進項目

1 夕暮れ時、夜間における交通事故防止

【趣旨】

令和7年中、一般的に夕暮れから夜間（早朝を含む）の時間帯と認識されている午後5時から翌午前7時までの間に発生した人身事故は833件（前年比－169件）、死者数24人（前年比－7件）、負傷者数889人（前年比－193人）と、いずれも減少したものの、令和7年中死者のうち、同時時間帯に亡くなった方が全体の54.5%を占めた。

この時期は、一年の中で夜の時間帯が一番長いことや、日没とともに辺りが急激に暗くなり、運転者・歩行者ともに視認性が低下するなど、重大事故の発生が増加する傾向にある。

このことから、早めのライト点灯や夜光反射材用品の着用等を推進し、県民一丸となって交通事故防止に努めることが必要である。

【推進項目】

- ・ 街頭での交通安全指導及び歩行者の保護誘導活動の推進
- ・ 歩行者及び自転車利用者等に対する夜間ライト点灯の徹底と夜光反射材用品の着用・携行の推進

- ・ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進
- ・ 車両運転時における歩行者保護の意識の醸成
- ・ 「プラス1（ワン）運動」や「3（サン）ライト運動」の推進
→（別添「本県で推進中の各種安全運動の概要」参照）

2 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

【趣旨】

令和7年中の自転車に関連する交通事故は、発生件数202件（前年比－50件）、死者数1人（前年比±0人）、負傷者数192人（前年比－50人）であり、発生件数や負傷者数は減少傾向にあるものの、自転車乗車中に交通事故に遭った死傷者の約9割に法令違反が認められた。

また、令和8年上半期における自転車に関連する交通事故は、発生件数92件（前年比－1件）、死者数1人（前年比±0人）、負傷者数88人（前年比±0人）であり、発生件数は若干減少したものの、未だ自転車乗車中に交通事故に遭った死傷者の約9割に法令違反が認められる。

本年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されたが、未だ自転車利用者に対する交通ルールが浸透されていないことから、引き続き、自転車利用者の交通ルールの理解・遵守について浸透を図っていく必要がある。

特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に関しては、全国的には自転車や一般原動機付自転車と比較して、全事故に占める飲酒運転による交通事故の割合が著しく高いという特徴があるほか、信号の遵守、車道通行の原則など、基本的な交通ルールが守られていないことから、交通ルールの理解・遵守の徹底に加え、乗車用ヘルメットの着用や自転車保険への加入を促していく必要がある。

【推進項目】

- ・ 「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ・ 信号の遵守や交差点での一時停止、歩道通行時の歩行者優先のほか、夜間の無灯火走行等、交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ・ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知啓発
- ・ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進
- ・ 「かごしま自転車条例」の理解促進
- ・ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

- ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- ・ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- ・ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- ・ 自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進
- ・ 「自転車安全利用五則」の周知と実践
→（別添「本県で推進中の各種安全運動の概要」参照）
- ・ 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための、効果的かつ適切な交通安全教育の推進
- ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

3 飲酒運転の根絶

【趣旨】

令和7年中の飲酒運転が関連する交通事故は、発生件数29件（前年比－16件）、死者数4人（前年比－4人）、負傷者数35人（前年比－16人）であり、いずれも前年と比較して減少した。

また、令和8年上半期における飲酒運転が関連する交通事故は、発生件数14件（前年比±0件）、死者数0人（前年比－2人）、負傷者数18人（前年比＋5人）となっており、死者数については減少したものの負傷者数が増加するなど、未だ飲酒運転が関連する交通事故の発生が後を絶たない状況である。

例年、飲酒の機会が多くなる年末年始は、飲酒運転が関連する交通事故の発生がより懸念されることから、県民一人一人に対して「飲酒運転を絶対にしない、させない」という機運を醸成することが必要である。

【推進項目】

- ・ 飲酒運転の危険性・悪質性についての周知
- ・ 安全運転管理者による運転前後の目視による運転手の酒気帯びの有無の確認とアルコール検知器使用の推進
- ・ 家庭、地域、職場等における「飲酒運転を許さない環境作り」の推進
- ・ アルコールが身体に及ぼす影響や分解に要する時間等の正しい知識の理解促進
- ・ 「ハンドルキーパー運動」の推進
→（自動車で飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）

を決め、同人が自動車の運転をして仲間などを送り届けるというもので、
「乗るなら飲むな，飲むなら乗るな」を実践し、飲酒した人にハンドルを
握らせない運動のこと。）

- ・ 「飲酒運転８（やっ）せん運動」の推進
→（別添「本県で推進中の各種安全運動の概要」参照）

※ 本県で推進中の各種安全運動の概要

【プラス1（ワン）運動】

- ・横断時の確認をプラス1（道路中央付近でもう一度左を確認）
- ・夜光反射材をプラス1
- ・明るい服装をプラス1

【3（サン）ライト運動】

- ・夕暮れ時の早めのライト点灯
- ・原則上向きライト点灯
- ・トンネル内ライト点灯

【飲酒運転8（やっ）せん運動】

- ・酒を飲んだら運転しません
- ・運転するなら酒は飲みません
- ・酒を飲んだ人には運転させません
- ・酒を飲んだ人には車は貸しません
- ・運転する人に酒はすすめません
- ・酒を飲んだ人の車には同乗しません
- ・使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません
- ・酒を飲んだら自転車も乗りません

【全席ベルト着用!!「します・させます運動」】

- ・車を運転するならシートベルトをします
- ・車に同乗するならシートベルトをします
- ・後部座席を含む全席にシートベルトをさせます
- ・こども（幼児）にはチャイルドシートをさせます

【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則、左側を通行（歩道は例外、歩行者を優先）
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用